

禁煙したい人を 応援 します！



先着50人！

禁煙外来治療費に要した
費用の2分の1を助成します

最大 **10,000円**



対象

20歳以上の東広島市民

※その他条件があります。詳細は裏面をご確認ください。

**事前登録
申請期限**

令和7年12月24日（水）

※治療開始前に、市へ事前登録申請が必要です。
※治療（概ね3か月）後、市へ助成金交付申請が必要です。

※ 治療開始前に治療内容（飲み薬・貼り薬等）や継続した治療が可能かどうか、医療機関へ確認をお願いします。

▶日本禁煙学会ホームページ/
(禁煙学会:禁煙外来・禁煙外来禁煙治療に保険が
使える医療施設(ニコチン依存症管理料算定医療機関))
で検索できます。



このほか、禁煙相談を
行っています！事前
にご連絡ください。

【問い合わせ先】

東広島市 健康福祉部 医療保健課 健康支援係

TEL: (082) 420-0936 FAX: (082) 422-2416

メールアドレス: hgh200936@city.higashihiroshima.lg.jp



詳細はこちらから



禁煙外来治療費助成のご案内

対象者

先着50人!

登録申請日に満20歳以上の東広島市民

- ・治療開始前に医療保健課に登録申請を行い、確認事項に同意した人
- ・登録申請日から治療完了日まで、継続して市内に住所を有する人
- ・公的医療保険が適用される所定の治療過程を登録決定通知日から6か月以内に完了した人

助成金額

禁煙外来治療費に要した費用（初診料、再診料、指導料、薬剤料を含む。）の自己負担額の2分の1（上限1万円） ※100円未満は切り捨て

手続き方法

登録申請

治療開始前に医療保健課に登録申請書を提出してください。

窓口または電子申請で申請することができます。

電子申請については二次元コードから申請することができます。



【提出必要書類】

- ・禁煙外来治療費助成事業登録申請書（様式第1号）
- ・健康保険証など本人確認ができるもの

治療の実施

医療保健課から登録審査結果通知書が送付されます。

医療機関に受診の予約を行い、治療を開始してください。

通知日から6か月以内に治療を完了したものが対象です。

治療は概ね3か月間で5回受診します。

全ての領収書の原本、明細書（医療機関・薬局）は大切に保管してください。

途中で治療を断念した場合、助成金は交付されませんので、ご注意ください。

助成金の交付申請

治療完了後、医療保健課で交付申請の手続きを行ってください。

※治療完了後、令和8年3月31日（火）までに助成金の交付申請を行ってください。

申請時に書類不備の場合もありますので、治療終了後は早めに交付申請をお願いします。

【必要なもの】

- ・禁煙外来治療費助成金交付申請書（様式第3号）
- ・禁煙治療に要した費用が確認できる領収書及び診療明細書
- ・禁煙外来治療完了証明書（様式第4号）
- ・健康保険証など本人確認ができるもの

助成金の請求

医療保健課から助成金交付決定通知書及び請求書が送付されます。

請求書に必要事項を記入し、医療保健課に提出してください。

ご指定の口座に助成金（上限1万円）が振り込まれます。

東広島 禁煙外来治療費助成

検索